

# 石巻市ささえあいセンター管理業務仕様書

## 1 目的

本業務は、建物の設備を計画的かつ適性に管理し、施設の安全と機能の維持、向上を図るとともに、衛生的かつ健康的な執務環境を確保し、経年による機能低下と事故の未然防止、故障の早期発見に努める等、施設の適切な維持管理（点検、保守、運転、監視、機器の清掃及び小修繕）を行い、建物機能の保持と設備の耐久性の向上を図ることを目的とする。

## 2 摘要

この仕様書は、設備の運転監視、点検、保守等の業務内容について示すものであり、本仕様書に記載のない事項についても業務の性質上実施が必要と認められるものについては、石巻市と受託者で協議し実施するものとする。

また、石巻市が別に委託する石巻市ささえあいセンター警備業務、石巻市ささえあいセンター日常清掃業務及び石巻市ささえあいセンター受付・案内業務受託者と相互に協力し業務に当たること。

## 3 用語の定義と業務範囲

- (1) 施設とは、建築物及び設備をいう。
- (2) 建築物とは、建築物主体構造及び内外装周りをいう。
- (3) 設備とは、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、加湿、駐車場及び昇降機をいう。
- (4) 管理とは、管理に関する計画、実施、評価という一連の業務の流れを包括するものをいう。
- (5) 運転監視とは、施設の機能を発揮させるために、設備機器を操作し、作動させるとともに、その動作状態を監視し、記録することをいう。
- (6) 点検とは、測定器具の使用又は目視等により設備状態及び消耗の程度を調査し、その良否を判断することをいう。

点検の範囲は、対象機器の消耗部品及び材料の取替作業、ねじの増し締め作業、注油作業等の措置、並びに機能回復、耐久性の確保を図るための塵埃、汚れ等の除去作業を含む。ただし、部品、材料、油等は石巻市が支給又は別途費用負担することとする。
- (7) 保守とは、設備機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う点検、調整、定期的な部品交換作業をいう。設備整備の範囲は、対象機器の機能低下したものを当初の機能を維持させるために行う調整作業及び機能低下が予想される部品の交換作業等部分的な原状回復する作業を含む。ただし、部品、材料、油等は石巻市が支給又は別途費用負担することとする。
- (8) 修繕とは、対象機器の機能低下したもの又は損傷した部分を当初の機能を維持させるために行う修繕作業をいう。修繕（手回り工具で対応可能な小修繕は除く。）は本仕

様の範囲から除外し、別途契約とし、石巻市が別途費用負担にて実施するものとする。

#### 4 業務完了届

受託者は、受注業務の完了後、受注業務ごとの完了届及び年間完了届を石巻市に提出することとする。

#### 5 費用負担区分

設備管理・環境管理業務の実施に必要な工具測定器、ウエス等は、受託者の負担とする。なお、業務に行うために必要な電気、水は石巻市負担とする。

#### 6 守秘義務

業務遂行上知り得た個人情報及び石巻市の行政事務等で一般に公表されていない事項を他に漏らさないこと。また、その職を退いた後も漏らしてはならない。

#### 7 設備管理

##### (1) 全般的事項

ア 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第2項に規定する第二種電気工事士の資格を有する者を1名以上配置すること。

イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者を選任すること。

ウ 昇降設備の保守点検整備（POGメンテナンス契約）については、東芝エレベーター(株)東北支社へ再委託すること。

エ 駐車場管理設備点検整備については、アマノ(株)仙台支店へ再委託すること。

オ 受託者は、石巻市からの要請による場合を除き、業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせるときは、あらかじめ石巻市に書面による申請を行い、承諾を得なければならない。

##### (2) 定期点検管理業務

別添各種管理業務仕様書参照

##### (3) その他

ア 石巻市が行う修繕、補修、工事、点検整備、保守作業等について、石巻市の求めに応じ立会いを行うこと。

イ 管理対象設備に関する諸官公庁の検査等の立会いを行い、必要な提出書類の作成及び提出を行うこと。

ウ 関係法令の定めによる必要な報告等がある場合は行うこと。

# 設備管理業務仕様書

(設備点検整備関係)

- 1 昇降設備点検整備 (再委託設備)
- 2 駐車場管理設備点検整備 (再委託設備)
- 3 全熱交換機保守点検
- 4 空調機器保守点検
- 5 フロン排出抑制法に基づく簡易点検・定期点検業務
- 6 非常用自家発電機点検・保全業務
- 7 自動ドア保守点検業務
- 8 消防用設備点検整備
- 9 防火対象物点検
- 10 オイルタンク保守点検・清掃業務

## 昇降設備点検整備仕様書

- 1 設置機種 東芝エレベーター（1台）  
1 5人乗用 -1,000 kg -60m/min-3 停止 (VFDL) 1台
- 2 業務内容  
建築保全業務共通業務共通仕様書（国土交通省官庁営繕部 監修）に準ずるものとする。
- 3 点検整備  
東芝エレベーター(株)東北支社へ再委託（POGメンテナンス契約）すること。

## 駐車場管理設備点検整備仕様書

- 1 設置機種
  - (1) 駐車場発券機 (アマノ GT-2800i)
  - (2) 全自動料金精算機 (アマノ GT-7700)
  - (3) カーゲート (アマノ NT-1500)
  - (4) バーキャッチャー (アマノ NT-1900)
  - (5) 監視盤 (アマノ NT-9220)
  - (6) センサー制御盤 (アマノ TF-9600N)
- 2 点検等方法  
専門技術者により定期的に計画的な訪問点検、調整を実施し作業報告書を提出すること。
- 3 緊急時の対応  
対象設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに、対象設備の稼動状態を確認し適切な処置をとること。この処置の結果については、作業報告書又は故障修理報告書を提出すること。処置に伴い消耗部品の範囲を超える部品等の取替えが必要な場合は、石巻市と協議の上、これを行うこと。
- 4 実施回数  
年3回（9月、12月、3月）
- 5 再委託  
アマノ(株)仙台支店へ再委託すること。

## 全熱交換機保守点検業務仕様書

## 1 保守対象機器

全熱交換機		製造：パナソニック株式会社		
機器番号	形 名	階数	設置場所	数量
			室 名	
HEU-201	FY-M500ZD10	2階	図書コーナー	2
HEU-202	FY-M500ZD10	2階	子育て交流室21（多目的室21）	2
HEU-203	FY-M500ZD10	2階	研修室21	1
HEU-204	FY-M250ZD10	2階	インフォメーション21	1
HEU-205	FY-M500ZD10	2階	課題解決ルーム	2
HEU-206	FY-M650ZD10	2階	交流ルーム21	2
HEU-207	FY-M250ZD10	2階	キッズスペース	1
HEU-301	FY-M500ZD10	3階	社会福祉協議会	2
HEU-302	FY-M250ZB10	3階	会長応接室	1
HEU-303	FY-M150ZB10	3階	会長室	1
HEU-304	FY-M250ZB10	3階	交流ルーム32（会議室）	1
HEU-305	FY-M500ZD10	3階	交流ルーム31（会議室）	1
HEU-306	FY-M500ZD10	3階	市民活動室32（会議室）	2
HEU-307	FY-M650ZD10	3階	市民活動室31（会議室）	2
HEU-308	FY-M1KZD9-5	3階	市民ホール（多目的室（北））	4
HEU-309	FY-M1KZD9-5	3階	市民ホール（多目的室（南））	2

## 2 業務内容

(1) フィルター点検・清掃

## 3 実施回数

年 1 回

## 空調機器保守点検業務仕様書

## 1 保守対象機器

ビル用マルチエアコン及びパッケージエアコン

製造：三菱電機株式会社

機器番号	形 名	系統名	設置場所		数量	
				室 名		
EHP-201	PUHY-P335DMG6	室外機	2階 ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
EHP-201-1	PLFY-P56EMG6	室内機		2階	図書コーナー	4
EHP-201-2	PLFY-P45EMG6	室内機		2階	キッズスペース	1
EHP-202	PUHY-P280DMG6	室外機	2階 ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
EHP-202-1	PLFY-P45EMG6	室内機		2階	子育て交流室21	3
EHP-202-2	PLFY-P56EMG6	室内機		2階	研修室21	2
EHP-203	PUHY-P280DMG6	室外機	2階 ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
EHP-203-1	PLFY-P28EMG6	室内機		2階	インフォメーション21	2
EHP-203-2	PLFY-P45EMG6	室内機		2階	課題解決ルーム	4
EHP-204	PUHY-P670SDMG6	室外機	2階 ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
EHP-204-1	PEFY-P112MG6	室内機		2階	ロビー	5
EHP-205	PUHY-P224DMG6	室外機	2階 ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
EHP-205-1	PLFY-P45EMG6	室内機		2階	交流ルーム21	4
EHP-206	PUHY-P224DMG6	室外機	2階 ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
EHP-206-1	PMFY-P22BMG6	室内機		2階	相談室21	1
EHP-206-2	PLFY-P56LMG6	室内機		2階	相談室22	1
EHP-206-3	PMFY-P22BMG6	室内機		2階	相談室23	1
EHP-206-4	PMFY-P28BMG6	室内機		2階	相談室24	1
EHP-206-5	PMFY-P28BMG6	室内機		2階	相談室25	1
EHP-301	PUHY-P500DMG6	室外機	3階 ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
EHP-301-1	PEFY-P112MG6	室内機		3階	市民ホール（北）	4
EHP-302	PUHY-P224DMG6	室外機	3階 ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
EHP-302-1	PEFY-P90MG6	室内機		3階	市民ホール（南東）	1
EHP-302-2	PEFY-P90MG6	室内機		3階	市民ホール（南西）	1
EHP-303	PUHY-P560DMG6	室外機	3階 ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
EHP-303-1	PEFY-P140MG6	室内機		3階	ホワイエ	2
EHP-303-2	PEFY-P90MG6	室内機		3階	フリースペース	2
EHP-304	PUHY-P280DMG6	室外機	3階 社会福祉協議会	屋上	室外機置場	1
EHP-304-1	PLFY-P56EMG6	室内機		3階	社会福祉協議会	4
EHP-305	PUHY-P560DMG6	室外機	3階 ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
EHP-305-1	PLFY-P71EMG6	室内機		3階	交流ルーム31	1
EHP-305-2	PLFY-P45EMG6	室内機		3階	交流ルーム32	1
EHP-305-3	PLFY-P36EMG6	室内機		3階	市民活動室32	4
EHP-305-4	PLFY-P56EMG6	室内機		3階	市民活動室31	4
PAC-101	PUZ-ZRMP40KA8	室外機	1階 ささえあいセンター	1階	屋外	1
	PM-RP40FA15	室内機		1階	警備室	1

PAC-201	PUZ-ZRMP40KA8	室外機	2階	ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
	PM-RP40FA15	室内機			2階	MSW	1
PAC-202	PUZ-ZRMP50KA8	室外機	2階	ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
	PM-RP50FA15	室内機			2階	WSW	1
PAC-203	PUZ-ZRMP40KA8	室外機	2階	ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
	PK-RP40KA15	室内機			2階	子育て相談室21	1
PAC-204	PUZ-ZRMP50KA8	室外機	2階	ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
	PK-RP50KA15	室内機			2階	子育て相談室22	1
PAC-205	PUZ-ZRMP40KA8	室外機	2階	ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
	PL-RP40LA15	室内機			2階	授乳室21	1
PAC-301	PUZ-ZRMP40KA8	室外機	3階	ささえあいセンター	屋上	室外機置場	1
	PL-RP40LA15	室内機			3階	授乳室31	1
PAC-302	PUZ-ZRMP40KA8	室外機	3階	社会福祉協議会	屋上	室外機置場	1
	PL-RP40LA15	室内機			3階	会長応接室	1
PAC-303	PUZ-ZRMP40KA8	室外機	3階	社会福祉協議会	屋上	室外機置場	1
	PL-RP40LA15	室内機			3階	会長室	1
PAC-304	PUZ-ZRMP63KA8	室外機	3階	社会福祉協議会	屋上	室外機置場	1
	PK-RP63KA15	室内機			3階	作業室31	1
PAC-305	PUZ-ZRMP50KA8	室外機	3階	社会福祉協議会	屋上	室外機置場	1
	PK-RP50KA15	室内機			3階	作業室32	1
PAC-306	PUZ-ZRMP40KA8	室外機	3階	社会福祉協議会	屋上	室外機置場	1
	PK-RP40KA15	室内機			3階	作業室33	1

## 2 業務内容

### 【ビル用マルチエアコン】

#### (1) 機能点検

##### 室外機

- ア 運転温度・圧力の確認
- イ 冷媒・油漏れの点検
- ウ 制御弁（電磁弁・四方弁）の確認
- エ 異常履歴有無の確認
- オ サーミスタの点検
- カ 電磁接触器の動作確認
- キ 圧縮機・ヒーター類・送風機の絶縁抵抗の確認

##### 室内機

- ア 電子膨張弁の動作確認
- イ サーミスタの点検
- ウ ドレンポンプの動作確認
- エ 水漏れ点検

- オ リモコンの動作確認
- カ 冷（温）風の吹出確認

(2) 状態点検

室外機

- ア 圧縮機・送風機の異音、振動の確認
- イ 圧縮機運転時間の確認
- ウ 端子部の確認（圧縮機・端子台他）
- エ パネルの外観点検
- オ 熱交換器の汚れ点検
- カ 室外基板の外観点検

室内機

- ア 異音（送風機）・振動の確認
- イ パネル外観点検
- ウ フィルターの汚れ点検
- エ 熱交換器の汚れ点検
- オ ドレンの流れ確認

(3) 手入れ保全

- ア 室外機・室内機のパネル汚れ清掃
- イ 室内機のフィルター清掃

【パッケージエアコン】

(1) 機能点検

室外機

- ア 運転温度・圧力の確認
- イ 冷媒・油漏れ点検
- ウ 異常履歴有無の確認
- エ 絶縁抵抗の確認

室内機

- ア ドレンポンプの動作確認
- イ 水漏れ点検
- ウ リモコン動作確認
- エ 冷（温）風の吹出確認

(2) 状態点検

室外機

- ア 異音（圧縮機・送風機）・振動の確認
- イ 圧縮機運転時間の確認
- ウ 端子部の確認（圧縮機・端子台他）

- エ パネルの外観点検
- オ 熱交換器の汚れ点検
- カ 室外基板の外観点検

室内機

- ア 異音（送風機）・振動の確認
- イ パネルの外観点検
- ウ フィルターの汚れ点検
- エ 熱交換器の汚れ点検
- オ ドレンの流れ確認

(3) 手入れ保全

- ア 室外機・室内機のパネル汚れ清掃
- イ 室内機のフィルター清掃

3 実施回数

年2回

## フロン排出抑制法に基づく簡易点検・定期点検業務仕様書

### 1 業務内容

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第16条第1項の規定により同法第2条第3項に規定する第一種特定製品について、簡易点検及び定期点検を行うこと。

また、フロン類の漏えいが見つかった際は直ちに石巻市に報告し、修理等が必要な場合に、現場写真及び点検結果概要に改善方法を明記し、市担当者に説明すること。

### 2 点検基準

簡易点検及び定期点検は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」に基づき行うこと。

## 非常用自家発電機点検・保全業務仕様書

## 1 設備

装置 AP155D1

容量 100kVA、定格電圧 200V、定格電流 289A

使用燃料 軽油 タンク別置（地下タンク：1,950L 小出槽：190L）

製造 ヤンマーエネルギーシステム(株)

## 2 業務内容

(1) 定期点検及び総合点検は各年1回実施すること。

定期点検（6か月点検）、総合点検（12か月点検）、予防的保全策を講じる。

(2) 点検内容の主な項目は、下記のとおりとする。

項目	要領	定期点検	総合点検
外観点検	本体並びに附属機器の設置状況等の全般点検	○	○
	燃料、冷却水、始動系統、排気管等の点検並びに換気装置及び照明の状況等の確認	○	○
	耐震装置、防振装置、基礎ボルトが適正に維持されているかの確認	○	○
作動点検	所定のタイムスケジュールで作動するかの確認	○	○
	自動始動、自動停止、電圧確立及び負荷切替時限の確認	○	○
	試験始動か停電信号(27R)の短絡による手動並びに手動始動及び手動停止試験	○	○
機能点検	ディーゼル機関を無負荷で5分間以上運転して水漏れ、漏油、異臭、異常音、振動及びラジエーター冷却ファン等に異常がないかの確認	○	○
	始動用蓄電池設備の確認	○	○
発電関係	スリップリング、カーボンブラッシ、ブラッシホルダの点検	○	○
	ボルト、ナット類の緩み点検	○	○
制御盤関係	配線、油圧計、電流計、周波数計等の計器類の確認	○	○
	保守装置のリレーの作動、警報及び表示ランプ等が正常に作動するか否かの確認	○	○
動力関係	回転計、油圧計、温度計及び水温計等計器類の確認	○	○
	燃料系のドレン抜き、オイル適正・適量検査	○	○
	排気筒、貫通部の確認及びボルト、ナット類の点検及び増締め	○	○

予防点検	正常な状態を維持するために必要な予防点検	○	○
	接地抵抗及び絶縁抵抗値の確認		○
	保安装置及び調速機の確認		○
	ヘッド動弁装置の確認(弁間隙測定及び開閉時期チェック)		○
その他	類似負荷試験 最終負荷確認運転日 令和5年1月27日	令和10年度 実施予定	

# 自動ドア保守点検業務仕様書

## 1 設備

製造 (株)ナブコシステム

整備対象

- ドアエンジン装置 (本体)
- ドアエンジン動力部装置
- ドアエンジン制御部装置
- ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ

## 2 業務内容

- (1) ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- (2) ドアエンジン開閉速度、クッション作動の点検及び調整
- (3) ドアエンジン装置の電気回路の点検及び調整
- (4) オイル漏れ、エア漏れの点検及び調整
- (5) オイル、潤滑油の点検及び補充
- (6) ドアが当たっていないか、摺れていないかの点検及び整備
- (7) 消耗度の高い部品の点検及び取替
- (8) その他の点検及び調整

## 3 資格の保持

保守点検は、自動ドア施工技能士の資格を有する者が実施するものとする。

## 4 保守点検の回数及び実施日

- (1) 保守点検は、3か月に1回、年間実施計画表に従って行うものとする。なお、実施日については、事前に市と協議を行うものとする。
- (2) 故障時等については、速やかに技術員を派遣し、保守点検を行うものとする。

## 消防用設備点検整備仕様書

設 8

### 1 一般的事項

- (1) 石巻市が指定する消防用設備について、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づく点検及び報告を行う。
- (2) 点検は年に2回行う。総合点検及び外見及び機能点検を実施する。
- (3) 法定点検のほか、消防用設備の故障、異常があった場合の修理点検を行う。
- (4) 点検整備機器には、発電設備を含むこととする。
- (5) 非常用自家発電疑似負荷試験を年1回実施するものとする。
- (6) 建築基準法改正に伴った、防火シャッター及び防火ドア等の防火設備点検を年1回実施するものとする。
- (7) 当センターにおいて年1回実施する消防訓練において、自動火災報知設備の感知器を作動させ、訓練に立ち会うこと。

### 2 契約内費用

- (1) 点検、試験及び軽易な修繕、調整に係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 修繕に伴い新たに必要となる機材などは石巻市の負担とする。

## 防火対象物点検

設 9

### 1 一般的事項

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の2の規定に基づく防火対象物点検を実施し、報告すること。

### 2 実施回数

年1回

# オイルタンク保守点検・清掃業務仕様書

設10

## 1 設備

サービスオイルタンク容量 軽油 1,950リットル 1基  
製造 森松工業(株)

## 2 業務内容

実施日については、事前に市と協議を行うものとする。

### (1) 清掃業務及び漏れの点検について

ア 残油をくみ出し、スラッジ除去及びタンク内の清掃を行い、併せて本体及び配管の油漏れの目視点検を行う。

イ 危険物に接する全ての部分について、当該タンクに適する方法により漏れの点検を実施すること。

### (2) 実施回数

令和10年12月31日までの間に1回実施すること。

(前回点検実施日：令和7年12月23日)

# 環境管理業務仕様書

- 1 空気環境測定
- 2 受水槽清掃・点検業務
- 3 水質検査
- 4 害虫防除業務

# 空気環境測定仕様書

## 1 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第3条の2の規定に基づき室内環境衛生に関し、次のとおり室内空気環境測定を実施する。

- (1) 測定は、2ヶ月に1回平日実施するものとし、実施は年6回とする。また、それぞれ浮遊粉塵の量、一酸化炭素含有率、二酸化炭素含有率、温度、相対湿度、気流等を環境衛生管理基準によって測定し、その記録書を提出する。
- (2) 測定場所の決定に当たっては、石巻市と協議する。

## 2 測定項目と回数

- (1) 浮遊粉塵の量（年6回）
- (2) 一酸化炭素の含有率（年6回）
- (3) 二酸化炭素含有率（年6回）
- (4) 温度（年6回）
- (5) 相対湿度（年6回）
- (6) 気流（年6回）
- (7) 照度・騒音（年2回）
- (8) ホルムアルデヒド（6月1日から9月30日までに1回実施）

## 3 測定方法

各階における測定ポイントが、通常の使用時間中に居室の中央部の床上75cm以上120cm以下の位置において、1ポイントにつき1日2回測定する。

## 4 測定結果の判定

測定項目中、(1)、(2)、(3)については、1日の通常使用時間中の平均値と基準値とを比較し、判定を行う。

# 受水槽清掃・点検業務仕様書

## 1 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第4条第2項の規定に基づき、次の事項を実施する。

## 2 点検

- (1) マンホール等の蓋の気密性、鍵の有無
- (2) 満水、減水警報装置の作動点検
- (3) 給水ポンプの状態点検（整備状況、性能）
- (4) ボールタップの状態点検
- (5) オーバーフロー管と通気管の防虫網の状況確認
- (6) 水槽の漏れの有無
- (7) 受水口と揚水口の位置関係の点検
- (8) オーバーフロー口と受水口の吐水口空間の確認
- (9) 沈殿物、異物の有無の点検（種類、状況）
- (10) 壁面の状況の点検
- (11) ポンプの整備状況、性能点検

## 3 清掃

- (1) 排水
- (2) 沈積物の排除
- (3) 内部高圧洗浄、消毒
- (4) 清掃完了後の簡易水質検査（残留塩素、色度、濁度、臭気、味等）

## 4 実施回数

年1回（8月実施）

# 水質検査仕様書

## 1 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第2条第1項、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第4条第3項、水道法（昭和32年法律第177号）第4条及び第34条の2及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第56条の規定に基づき、次の事項を実施する。

## 2 作業内容及び実施回数

- (1) 飲料水の採水及び水質検査をする。
- (2) その都度、検査結果の報告書を提出する。

## 3 検査項目と実施回数

### (1) 飲料水 1 1 項目検査

#### ア 項目

一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物（全有機炭素（TOC）の量・pH値・味・臭気・色度・濁度・残留塩素

#### イ 実施回数

年2回

### (2) 飲料水 1 2 項目検査

#### ア 項目

シアン化物イオン及び塩化シアン・塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブロモクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン・ブロモホルム・ホルムアルデヒド

#### イ 実施回数

年1回（6月1日から9月30日までに1回実施）

# 害虫防除業務仕様書

## 1 目的

この業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第4条の4及び第4条の5の規定に基づき建物の衛生的な環境を確保することを目的とする。

## 2 一般事項

- (1) 発生・生息場所及び進入経路並びに被害状況を調査し、調査結果に基づき建物全体について効果的な作業計画を策定し、統一的・計画的に適正な方法により防除作業を行うこと。
- (2) 建築物内のごみの処理状況、飲食物の保管状況を点検し、必要に応じねずみ、昆虫等の発生を防止するための措置を講じること。
- (3) 防鼠防虫網等、設備の機能を点検し、必要に応じ補修を行い、進入防止の措置を講じること。
- (4) 防鼠防虫剤は、薬事法の規定に基づき、使用・管理を適切に行い、事故防止に努めること。

### ア ねずみ防除関係

予備調査として、出没箇所、進入経路、ねずみの種類、生息場所等を明確に把握し、科学的駆除法（散粉法、毒餌法、毒水法による駆除、忌避剤による侵入の防止等）又は物理的駆除法（捕獲、圧殺による駆除、超音波、電磁波による駆除等）等効果的な方法により駆除すること。

防鼠行程完了後、ねずみの進入を防ぐため、防鼠剤を散布すること。

### イ チョウバエ、蚊駆除関係

薬剤は効果的なものを使用し、成虫に対しては空間噴霧し死滅させること。マンホール、下水溝口は噴霧後、廻りのアク及び汚泥中に粉剤を投入すること。

### ウ ゴキブリ駆除関係

効果的な薬剤を使用し、ゴキブリの生息場所、歩行路などに帯状又は前面に散布し、散布後ゴキブリが接触し死滅するように行うこと。

## 3 実施回数等

年2回